

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	3. 大気・水・土壌環境等の保全	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	水・大気環境局 総務課長 岡部直己		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※331 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全 3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策		3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
				5 章	化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 30 日策定)			

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	5,412,577	4,755,812	4,752,018	
	一般会計	5,412,577	4,755,812	4,752,018	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	【大気環境の保全】				
	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、大気環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。 固定発生源からの大気汚染に関する規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。 自動車排出ガス等による大気汚染に関する規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。 大気環境に係る科学的知見の充実その他基礎調査の実施。 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 				
	【大気生活環境の保全】				
	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。 				
	【水環境の保全】				
	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。 新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置いた、地下水涵養機能や水環境の保全に対する総合的な取組の実施。 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。 排水基準の暫定基準から一律排水基準への移行等に向けた排水処理技術開発の促進を実施。 底質、底生生物を含めた水環境の保全・改善。 水質総量削減の実施及び閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標設定とその達成に向けた適切な施策の実施。 閉鎖性海域の環境再生に向けた適切な施策の実施。 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。 湧水の復活・保全のためのガイドライン作成等、総合的な支援策の実施。 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 				

【土壌環境の保全】

- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。
- ・土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び状況に応じた措置の実施(市街地土壌汚染対策の実施)。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。

③施策の方針に対する総合的な評価**【大気環境の保全】**

○近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催。平成20年4月に報告書を取りまとめ、欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性が認められることに留意する必要があるものの、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。

また、微小粒子状物質の測定法については、検討会による検討を経て、報告書を取りまとめ、平成20年12月に中央環境審議会大気環境部会に報告した。さらに、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問され、同審議会大気環境部会において、環境基準に係る専門委員会及び測定法に係る専門委員会が設置されて審議がなされているところ。

○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告が取りまとめられ、調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組が、今後の課題として示された。

○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PMに基づく対策を推進した。

○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(平成17年4月)及び第九次答申(平成20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要がある。

【大気生活環境の保全】

○騒音、振動に係る苦情件数は近年増加傾向にあり、悪臭に係る苦情件数も、徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、平成20年12月に中央環境審議会による「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」中間答申が出され、これに基づき、マフラーの事前認証制度が導入されることとなるとともに、今後、騒音規制手法の抜本的見直しに着手することとした。ヒートアイランド対策では、対策を進める上で地方公共団体・民間事業者に対して指針となりうるヒートアイランド対策ガイドラインを策定した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、地方公共団体・民間事業者等の取組の促進がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

【水環境の保全】

○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では85.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組の促進及び効果的な水質汚濁防止のための具体的な方策の検討を行った。

- 6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているが、依然、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを平成 21 年度中に策定する予定である。また、第7次水質総量削減の在り方について平成 21 年2月に中央環境審議会に諮問している。
- 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施している。
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成 20 年 6 月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組が進んでいる。
- 貧酸素水塊の発生予察、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討が進むなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成 18 年 12 月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。

【土壌環境の保全】

- 法律に基づく土壌汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行を通して浮かび上がってきた課題等に対応するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、平成 21 年3月に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」を第 171 回国会に提出した(同年4月に公布)。
- 農用地土壌汚染対策地域については、平成 20 年度末までに 6,577ha が指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる 5,559ha が地域指定を解除されている。
- ダイオキシン類土壌汚染対策は平成 20 年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- 平成 19 年のダイオキシン類排出総量は、平成 15 年比で約 23%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の実態調査結果では、概ね環境基準を達成している。
- 農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成 20 年度に新たに 39 農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 公害防止体制の促進については、平成 20 年4月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成 20 年7月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成 20 年 11 月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るための検討を進めている。

【アジアにおける環境協力】

- 水に関する国連ミレニアム開発目標(2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。)の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。
- 東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針の策定に向け、東アジア諸国の水質保全制度等の調査を着実に進めているところであり、現地ケーススタディにより我が国の知見の適応可能性の検討を行い、その結果を踏まえて東アジア諸国の担当者にとってより実用的な導入指針の策定に取り組む必要がある。
- 平成 20 年 6 月に公表された「クリーンアジア・イニシアティブ」に基づき国際協力を推進した。
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9811>)
- 平成 19 年 12 月に中国及びインドネシア両国の環境大臣とコベネフィット・アプローチに係る協力について合意し、それに基づき協力を進めている。加えて、平成 20 年度にコベネフィット CDMモデル事業を 2 件(マレーシア及びタイ)採択した。



④今後の主な課題

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質の環境基準に係る十分な検討、正確な環境濃度測定を行うための測定法の確立、常時監視体制の整備、生成機構や大気中の組成解明及び多岐にわたる排出源の把握に関する情報の整理、対策のあり方の検討。
- 大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。
- 環境負荷の少ない環境的に持続可能な交通（EST）を目指す取組の推進やモビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤の推進。
- 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国内対策、国際的取組の実施。
- 自動車排出ガス規制の強化等自動車単体対策の推進。

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、騒音・振動・悪臭等近年の苦情傾向や国際動向等に対応した調査・研究及びそれを踏まえた対策の実施、地方公共団体・民間事業者等と連携し、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進について支援する。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくりを推進する。さらに、自動車騒音規制の見直し等自動車単体対策を推進する。

【水環境の保全】

- 生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質状況の実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討が必要。また、低濃度で存在し毒性自体が未知の多様な化学物質に対応するため、排水中の多様な化学物質の影響を総和的に管理する手法の検討が必要。
- 湖沼の水環境改善に向けた取組、地下水の総合的な保全対策、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献、皇居外苑濠等身近な水辺環境の改善のための取組等。
- 閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第7次水質総量削減の円滑な実施等。
- 里海創生支援活動の継続的かつ円滑な実施。
- 瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を着実に進めるための、関係省庁との密接な連携。
- 気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響の緩和施策のあり方について検討が必要。

【土壌環境の保全】

- 平成20年12月に中央環境審議会より答申された「今後の土壌汚染対策の在り方について」を踏まえ、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設その他所要の措置を講ずるために、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」を平成21年3月13日に国会に提出した（4月17日成立）。今後、改正法を適切かつ円滑に施行するための政省令等の内容の検討が必要。
- 食品中のカドミウム規格基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壌汚染対策地域に係る指定要件等の見直しの検討。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- 国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。
- 農薬について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発及びガイドラインに沿った産業界の取組状況のフォローアップが必要。また、平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた公害防止を促進するための方策等の実施。

【アジアにおける環境協力】

- 水質総量規制制度の東アジア諸国における適用性の確認及び東アジア諸国の国情や法整備を考慮した実用性の高い水質総量削減制度導入指針素案の策定。

- アジア・諸国で発生している環境問題に対処するために、各国の伝統、文化等に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージ化として移転することにより、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指す必要。
- 特に経済成長の著しいアジアにおいて、途上国の喫緊の課題である環境汚染対策と世界全体の課題である温暖化対策とを同時に行うコベネフィット・アプローチの推進。

⑤今後の主な取組

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、引き続き検討するほか、測定法の確立・普及、生成機構、排出源情報等の等の知見の収集・整理を行う。また、これまでに実施してきた粒子状物質全体の削減のための対策を踏まえ、今後のPM2.5に係る対策のあり方を検討する。
- 改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。
- ESTの推進を自発的に目指す地域に対して、ESTモデル事業や普及推進地域での取組成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。また、平成21年度より、モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM普及促進を図る。
- 光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握のため常時監視の精度管理体制を構築するとともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。
- ディーゼル重量車についてNOx排出量を09年規制（いわゆるポスト新長期規制）の3分の1程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境の「見える化」を図るための客観的な指標の開発、良好な感覚環境形成の全国的な展開。

【水環境の保全】

- 新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。
- 湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
- 第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第7次水質総量削減の実施のための汚染負荷削減の最適化、新たな指標への対応。
- 「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアルの策定、推進体制の整備等。
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が取りまとめたフォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。
- 関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。
- 気候変動による水温上昇や濁水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。

【土壌環境の保全】

- 土壌汚染対策法について、改正法は平成 22 年4月1日までに施行することとなっていることから、必要な政省令等の整備、改正内容の周知徹底及び普及啓発等を実施する。
- 食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しについて中央環境審議会に諮問する。

【ダイオキシン類・農薬対策】

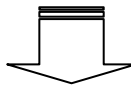
- POPs 条約や WHO の検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。
- 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 平成 19 年 3 月に示した「公害防止ガイドライン」の、継続的な普及啓発及びフォローアップ。平成 20 年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた事業者及び地方自治体における公害防止を促進するための方策等の実施。

【アジアにおける環境協力】

- 東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量規制制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量規制制度導入指針を策定する。
- グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成 19 年 4 月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。
- アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。中国及びインドネシアとの二国間合意に基づくコベネフィット・アプローチの推進や、コベネフィット CDM モデル事業を実施。加えて、コベネフィット技術情報の収集・整理を行う。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

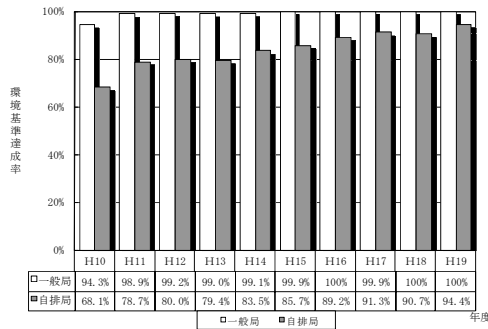
⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 3-1	大気環境の保全
	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。
環境・循環型社会白書における位置づけ	2 章 2 節 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策
	2 章 3 節 多様な有害物質による健康影響の防止
	2 章 5 節 大気環境の監視・観測体制の整備
関係課・室	水・大気環境局総務課、大気環境課、自動車環境対策課、環境管理技術室

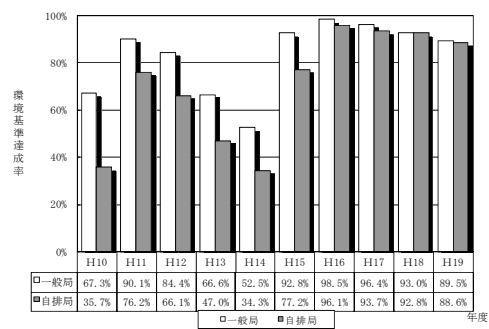
	根拠等	<p>①(ア、イ、ウ、オ)、③(イ)大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)</p> <p>①(エ)、②、③(ア)二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38)</p> <p>①(カ～ケ)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4)</p> <p>①(コ～ス)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月)</p> <p>①(セ～タ)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月)</p> <p>④、⑤低公害車開発普及アクションプラン(平成13年7月)</p>
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催。平成20年4月に報告書を取りまとめ、欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性が認められることに留意する必要があるものの、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。</p> <p>また、微小粒子状物質の測定法については、検討会による検討を経て、報告書を取りまとめ、平成20年12月に中央環境審議会大気環境部会に報告した。さらに、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問され、同審議会大気環境部会において、環境基準に係る専門委員会及び測定法に係る専門委員会が設置されて審議がなされているところ。</p> <p>○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告が取りまとめられ、調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組が、今後の課題として示された。</p> <p>○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策を推進した。</p> <p>○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(17年4月)及び第九次答申(20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要がある。</p> <p>【必要性】</p> <p>○大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。</p> <p>○大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、高濃度となる要因が複雑な光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。</p> <p>○自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車NOx・PM法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素</p>

については 94.4%、浮遊粒子状物質については 88.6%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成 19 年度)。

二酸化窒素の環境基準達成率の推移



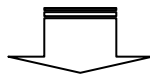
浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



- 大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。平成 20 年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰」を行った。また「産業洗浄現場における VOC 対策事例集」を作成、配布して、自主的取組を推進した。
- オフロード特殊自動車について、規制対象となる全ての出力帯で規制を開始した。
- 建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。
- 公害防止体制の促進については、平成 20 年 4 月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成 20 年 7 月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成 20 年 11 月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るための検討を進めている。

【効率性】

- 自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を長期間にわたり達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車 NOx・PM 法の一部を改正する法律が平成 20 年 1 月 1 日から施行され、同法に基づく対策を推進した。



<今後の展開>

- 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の設定及び測定方法の確立に向けて審議を進めるとともに、知見・データの更なる充実のため、健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、発生源対策を進める。
- 光化学オキシダントの環境基準達成率が未だ極めて低く、健康影響などが懸念されるため、引き続き固定発生源からの VOC 排出抑制対策を進めるとともに、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえ、調査研究やモニタリング、国際的な取組等を推進する。
- 有害大気汚染物質について、PRTR 対象物質との整合性を考慮した見直し、及び PRTR データ等を活用した対応方針の整理について検討を進める。
- 自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を長期間にわたり達成していない局地的な汚染が

継続しており、従来の施策に加え、改正自動車NOx・PM法による局地汚染対策等を引き続き推進する。また、引き続き低公害車の普及促進等に取り組む。

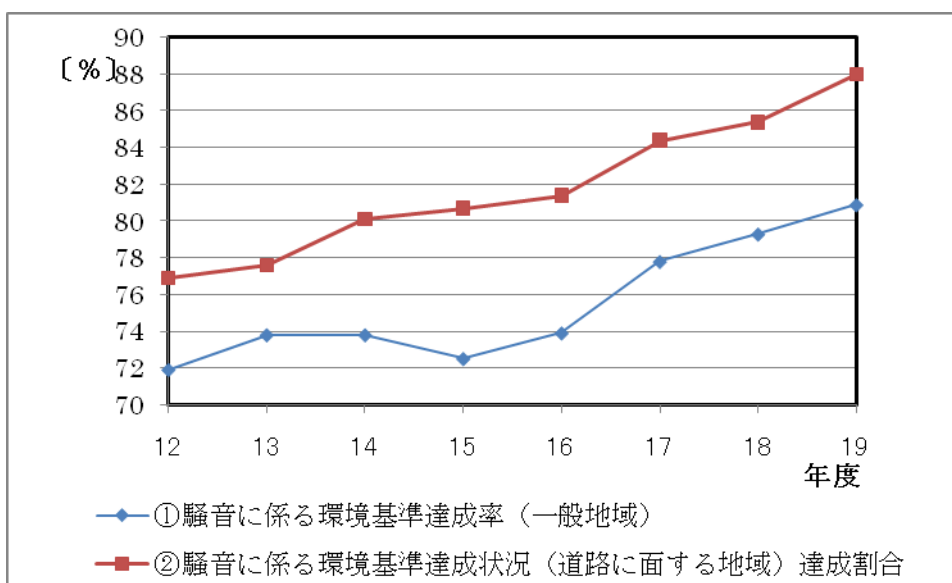
- ディーゼル重量車について、NOx 排出量を 09 年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。
- オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成するとともに、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第九次答申)を受けた次期規制に向けた検討を進める。
- アスベストの飛散防止対策の徹底を図るとともに、引き続き大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行う。
- 「効果的な公害防止取組促進方策検討会」報告を踏まえ、事業者及び地方自治体の公害防止取組を促進する。

目標 3-2	大気生活環境の保全							
	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	2章4節 地域の生活環境に係る問題への対策							
関係課・室	水・大気環境局大気生活環境室、自動車環境対策課、環境管理技術室							
指標の名称及び単位	①騒音に係る環境基準達成率(一般地域) [%] ②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) [達成割合(%) / (評価対象:千戸)] ③航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] ⑤(参考)騒音に係る苦情件数[件] ⑥(参考)振動に係る苦情件数[件] ⑦(参考)悪臭に係る苦情件数[件] ⑧(参考)都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日] ⑨(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数[人]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	73.9	77.8	79.3	80.9	調査中	—	100
	②	81.4/2,663	84.4/2,914	85.4/3,292	88.0/3,861	調査中	H21年度	100
	③	71.8	73.2	71.6	73.8	調査中	—	100
	④	38.4	38.5	41.4	42.2	調査中	—	100
	⑤	16,215	16,470	17,192	16,434	調査中	—	—
	⑥	3,289	3,599	3,615	3,384	調査中	—	—
	⑦	19,657	19,114	18,805	17,533	調査中	—	—
	⑧	474/50	350/37	214/25	387/31	309/25	—	—
	⑨	11,478	10,432	11,691	10,871	調査中	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	—			—			
	根拠等	①、②騒音に係る環境基準について(平成10年環告64) ③航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環告154) ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環告46)						
評価・分析	【達成の状況】 ○騒音、振動に係る苦情件数は近年増加傾向にあり、悪臭に係る苦情件数も、徐々に減少しているが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、平成20年12月に中央環境審議会による「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」中間答申が出され、これに基づき、マフラーの事前認証制度が導入されることとなるとともに、今後、騒音規制手法の抜本的見直しに着手することとした。ヒートアイランド対策では、対策を進める上で地方公共団体・民間事業者に対して指針となりうるヒートアイランド対策ガイドラインを策定した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進し							

つつ、地方公共団体・民間事業者等の取組がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

【必要性】

- 大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。
- 騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態や自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。
- 多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。
- 騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、この改善にむけた対策の必要がある。
- 過去 100 年間に於いて、地球平均気温は約 0.74℃ 上昇に対し、日本の大都市の気温は 2～3℃ 上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。



【有効性】

- 自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成状況は改善傾向にある。
- 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ4年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351 市区町村（規制地域を有する地方公共団体の 26.9%）となっている。
- スターウォッチングネットワークは毎年 1 万人程度が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

【効率性】

- インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
- 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。
- 注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。

<今後の展開>

- 騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成 21 年度)に向け、全国の自動車騒音対策の状況把握と、環境基準未達成地域に対する知見を得て、自動車交通騒音対策の推進を図る。
- 自動車単体騒音対策について、自動車の走行の実態や自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について、検討を進める。
- 航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する。
- 生活環境に係る臭気対策を進めるとともに、嗅覚測定簡便法の開発、臭気指数測定の精度管理の徹底及び嗅覚測定法の国際化対応への検討を行う。
- 工事・事業場騒音等に関する騒音・振動の評価・規制手法の検討を行う。
- 光害対策ガイドライン等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援する。
- 長期的視点(実態把握観測、都市形態の改善等)も考慮に入れたヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取り組むとともに、地方公共団体の取組の促進や民間事業者等による取組の支援を行う。
- 良好な感覚環境の「見える化」を図るために客観的な指標の開発等を行う。また、先進的な優良取組事例とともに積極的に全国に紹介することにより良好な感覚環境形成の取組の全国的な展開を推進する。

<p>目標 3-3</p>	<p>水環境の保全</p> <p>水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。</p>
<p>環境・循環型社会白書における位置づけ</p>	<p>3 章 1 節 水利用の各段階における負荷の低減</p> <p>3 章 2 節 閉鎖性水域における水環境の保全</p> <p>3 章 3 節 環境保全上健全な水循環の確保</p> <p>3 章 4 節 環境基準の設定及び水環境の効率的・効果的な監視等の推進</p> <p>3 章 6 節 地盤環境の保全</p>
<p>関係課・室</p>	<p>水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室</p>
<p>指標の名称及び単位</p>	<p>①健康項目基準達成率[%]</p> <p>②生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]</p> <p>③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]</p> <p>④瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>⑤瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>⑥大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>⑦東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>⑧伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>⑨有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>⑩八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%]</p> <p>⑪東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素・全燐の順)[ト/日]</p> <p>⑫赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]</p> <p>⑬地下水基準達成率[%]</p> <p>⑭年間 2cm 以上の地盤沈下面積[km²]</p> <p>⑮湧水の把握件数[件]</p> <p>⑯(間接)排水基準違反件数[件]</p> <p>⑰(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率[%]</p> <p>⑱(参考)常時監視における要監視項目測定地点数[地点]</p> <p>⑲(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数[地点(検体数)] (健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順)</p> <p>⑳(参考)瀬戸内海における埋立免許面積 (各年の数値は前年の 11 月 2 日～11 月 1 日までの合計[㎡])</p> <p>㉑(参考)地下水質常時監視における測定井戸数(概況状況、ダイオキシン類の順)[本数]</p> <p>㉒(参考)全国水生生物調査参加人数[人]</p>

指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値		
指標	①	99.3	99.1	99.3	99.1	調査中	-	100	
	②	85.2	83.4	86.3	85.6	調査中	-	100	
	③	「今後の展開」の後に記載							
	④	67/87	74/97	70/95	77/95	調査中	各年度	100/100	
	⑤	67/88	74/98	71/95	78/97	調査中		100/100	
	⑥	67/67	67/67	67/100	67/67	調査中		100/100	
	⑦	63/50	63/67	68/67	63/67	調査中		100/100	
	⑧	50/43	50/71	44/43	56/57	調査中		100/100	
	⑨	80/60	87/60	87/40	80/40	調査中		100/100	
	⑩	71/100	64/100	64/100	86/75	調査中		100/100	
	⑪	6 年 度 1,278 1,138 81.4	11 年 度 1,140 993 76.7	16 年 度 958 813 56.7	- - -		H21 年度	897.0 787.0 53.0	
	⑫	118/38/1 4	115/32/15	94/29/15	99/41/24	調査中		-	-
	⑬	92.2	93.7	93.2	93.0	調査中	-	100	
	⑭	176	4	17	72	調査中	-	-	
	⑮	-	-	-	12,820	-	-	-	
	⑯	4	14	12	10	調査中	-	0	
	⑰	100/0	100/0	100/0	調査中		-	100/100	
	⑱	2,110	1,942	1,968	1,931	調査中	-	-	
	⑲	5,703 (269,127) 7,257 (429,054) 2,057 (2,627) 1,740 (1,870)	5,600 (259,795) 7,208 (420,055) 1,912 (2,550) 1,623 (1,730)	5,487 (237,873) 7,155 (409,182) 1,870 (2,475) 1,548 (1,640)	5,574 (235,103) 7,104 (404,829) 1,818 (2,412) 1,505 (1,575)	調査中	-	-	
	⑳	43.9	76.5	17.8	調査中		-	-	
	㉑	4,955 1,101	4,691 922	4,738 878	4,631 759	調査中	-	-	
	㉒	90,782	85,910	74,968	調査中		-	-	
目標を設定した根拠等	基準年	①H16 年度		基準年の値	①H20 年度				
	根拠等	③湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 ⑩水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 ⑯排水基準違反はゼロが望ましい ⑰底質対策の着手が 100%となり、かつ全て完了することが望ましい							
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では 85.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組の促進及び効果的な水質汚濁防止のための具体的な方策の検討を行った。</p> <p>○水に関する国連ミレニアム開発目標(2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。)の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んでおり、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査</p>								

を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。

- 6次にわたる水質総量規制の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているが、依然、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを平成 21 年度中に策定する予定である。また、第7次水質総量削減の在り方について平成 21 年2月に中央環境審議会に諮問している。
- 東アジア諸国における水質総量規制制度導入を支援する指針策定に向け、主に中国を対象とする東アジア諸国の水質保全制度等の調査を実施するなど、導入指針の策定に向けた検討が進んでいる。
- 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施している。
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成 20 年 6 月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組が進んでいる。
- 貧酸素水塊の発生予察、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討が進むなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成 18 年 12 月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。

【必要性】

- 水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。
- 指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。
- 世界では安全な水が確保できない人が約 11 億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成 19 年 4 月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。
- 排水基準による規制のみでは環境基準(生活環境項目)の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、引き続き流入する汚濁負荷の総量の削減が必要である。また、施策の実施後速やかに改善されない閉鎖性海域で、水環境の改善施策を展開するため、海域ごとの利用形態に応じた中長期的に目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする必要がある。
- 東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィルαが認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることから、その改善に向けた取組が急務である。
- 貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生しており、「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境保全のための取組の推進が急務である。
- 瀬戸内海環境保全基本計画についてフォローアップを継続して行い、その進捗状況を把握する必要がある。
- 有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

【有効性】

- 水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が 85.8%(平成 19 年度)となり長期

的にみると上昇傾向であることから、有効であったと考えられる。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

(参考)

指 標		H17年度	H18年度	H19年度	出 典
生活環境項目 (BOD/COD) 基準達成率(%)	全体	83.4	86.3	85.8	公共用水域水質測定結果
	河川	87.2	91.2	90.0	
	湖沼	53.4	55.6	50.3	
	海域	76.0	74.5	78.7	

- 公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について監視結果の質を確保するため、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法等を示した手引等の策定に向けた有効な検討が行われた。
- 排出基準のうち、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準適用業種に対し、平成22年の見直し時に一律排水基準へ移行又は基準値の強化ができるよう、排水処理技術の開発促進や施設管理の合理化促進に向けた技術的検討を行った
- 効果的な公害防止取組促進方策検討の報告(平成20年4月)を受け、事業者が行う自主測定のあり方等について検討を行った。
- 地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向であるが、短期的に沈下が進行した地域もあるため、地盤沈下調査等を行うことで確実な地盤沈下抑制が期待できる。
- 環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。
- 湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。○アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報を収集し、政策、市民活動、技術情報源の4つの情報データベースを構築し、パートナー国の水環境管理施策の推進に活用された。また、各国の水環境の現状及び水環境管理のアウトラインなどの情報を整理し自主的な取組を進められるよう支援した。さらに国際フォーラムを通じて各国のNPOや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができた。
- 日中水環境パートナーシップにおいては、平成20年5月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を日中環境大臣間で締結し、日中協力のもと低コストで地域の実情にあった排水処理技術の導入に関するモデル調査を重慶市及び江蘇省で実施し、水質汚濁防止に関する支援を進めた。また、セミナー、政策対話等を通じて水環境管理技術の普及促進に関する能力向上が図られた。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とりんが環境基準をほぼ達成するなどの効果が認められている。加えて、今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した上で汚濁負荷の総量の更なる削減を図ることにより、環境基準達成率の更なる改善が期待される。
- 海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量規制制度を導入することにより、我が国の閉鎖性海域も含めた海域環境の保全が期待される。
- 国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資することが期待される。
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえて関係機関による各々の取組を進めることにより、瀬戸内海の環境保全の更なる推進が図られることが期待される。
- 貧酸素水塊等に関する調査研究により海域環境の悪化や水産資源の減少といった十分に解明されていない課題が解明することで、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

【効率性】

- 円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備に対する低利子融資制度を設け、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。
- 底質のダイオキシン測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行った。
- 指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。
- アジア水環境パートナーシップ(WEPA)については、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、モデル調査、セミナー等を実施することで、中央政府及び地方政府における排水処理技術の必要性に関する理解や適切な水環境管理に関わる能力向上を効率的に図ることができている。
- 工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせる水質総量規制を5年ごとに見直しつつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。
- 水質総量規制制度の導入を支援することで、東アジア諸国における陸域負荷の総量が効率的に削減できる。
- 里海創生支援事業により、全国の活動団体、地方自治体での取組が促進され、普及啓発事業や里海創生活動が効率的に実施できる。
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップの実施により、関係機関による瀬戸内海の環境保全に係る取組の進捗状況が把握でき、より効率的で統合的な施策の実施が図られる。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づき作成する調査研究のマスタープランを踏まえることで、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。



<今後の展開>

- 水質汚濁に係る環境基準等の見直しの検討、水環境の健全性指標の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行い、それとあわせて新たな排水基準の設定のための調査・検討を行う。
- 未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、排水規制等のあり方を検討する。
- 暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進および施設管理の合理化促進に向けた更なる検討と事業者への普及を進める。
- 環境保全上健全な水循環の確保に向け、流域全体を視野においた水循環計画の策定を促進する。
- 水環境保全活動の普及啓発・効果的なアピール等を推進する。
- 多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。平成18年度から改正湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画の策定が順次なされており、同計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。
- アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては農村地域等における分散型排水処理技術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む。

- アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた協力に取り組む。
- 引き続き、第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討に取り組む。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第7次水質総量削減の実施に向けて、新たに設定される指標に対応するため、測定手法やモニタリング体制の見直しを検討する。
- 引き続き、東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針の策定に取り組む。また、東アジアに存在する多国間に跨る閉鎖性海域への導入に際しての課題を整理するとともに、中国において現地ケーススタディーを実施し、導入指針の現地適用性のレビューを実施する。
- 引き続き、里海創成支援事業の実施に取り組む。
- 関係省庁と連携し、有明海・八代海の再生に向けた調査研究を着実に進めていくため、有明海・八代海総合調査評価委員会報告により提言された調査研究の進め方と必要な課題、達成目標または期待される効果を取りまとめた調査研究のマスタープランを作成する。

※上記目標内指標③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/l]※CODは、75%値

			指 標 年 度					目標値 (現行計画) H22年度	
			H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度		
霞ヶ浦	西浦	COD	9.0	8.9	9.3	9.7	調査中	8.2	
		T-N	1.2	1.1	0.99	1.1		0.92	
		T-P	0.10	0.10	0.10	0.10		0.10	
	北浦	COD	9.3	8.1	9.4	9.8		7.6	
		T-N	1.5	1.1	0.93	1.2		0.86	
		T-P	0.13	0.092	0.10	0.13		0.090	
	常陸利根川	COD	8.0	7.9	8.9	9.6		7.4	
		T-N	0.92	1.0	0.83	1.1		0.84	
		T-P	0.088	0.093	0.096	0.11		0.074	
印旛沼	COD	10.0	9.6	10.0	12	調査中	8.9		
	T-N	3.1	2.9	3.0	2.4		2.7		
	T-P	0.13	0.11	0.12	0.14		0.10		
手賀沼	COD	10.0	9.3	9.6	9.7	調査中	8.5		
	T-N	2.9	2.8	2.9	2.5		2.6		
	T-P	0.18	0.17	0.15	0.16		0.15		
琵琶湖	北湖	COD	2.7	3.0	2.5	2.9	調査中	2.9	
		T-N	0.32	0.30	0.29	0.27		0.30	
		T-P	0.007	0.007	0.006	0.006		-	
	南湖	COD	4.2	4.2	3.7	4.3		4.2	
		T-N	0.38	0.36	0.31	0.31		0.33	
		T-P	0.017	0.018	0.015	0.015		0.018	
児島湖	COD	9.0	8.3	8.0	7.9	調査中	7.5		
	T-N	1.5	1.3	1.3	1.3		1.2		
	T-P	0.21	0.19	0.20	0.21		0.17		
諏訪湖	COD	6.2	7.3	7.4	6.2 0.73 0.041	調査中	4.8		
	T-N	1.0	0.69	0.71			0.65		
	T-P	0.055	0.053	0.043			現状維持		
釜房ダム貯水池	COD	2.7	2.7	2.6	2.2 0.51 0.014	調査中	2.5		
	T-N	0.59	0.61	0.66			0.60		
	T-P	0.015	0.19	0.018			0.016		
中海	COD	7.3	5.3	5.9	5.6	調査中	4.6		
	T-N	0.50	0.42	0.44			0.50		
	T-P	0.049	0.039	0.044			0.048		

宍道湖	COD	5.4	4.9	4.8	6.2	調査中	H 20	4.5	
	T-N	0.54	0.54	0.51	0.50			0.44	
	T-P	0.047	0.039	0.040	0.053			0.043	
野尻湖	COD	1.9	1.7	1.8	2.0	調査中	H 20	1.5	
	T-P	0.006	0.005	0.005	0.007			0.005	
八郎湖	調整池・東部承水路	COD	7.6	8.1	10.0	8.1	調査中	H 24	9.4
		T-N	0.91	0.98	0.71	1.2			0.93
		T-P	0.065	0.081	0.090	0.097			0.067
	西部承水路	COD	13.0	12.0	12.0	9.5			9.5
		T-N	1.5	1.5	0.81	1.1			1.4
T-P	0.087	0.091	0.064	0.0064	0.077				

目標 3-4	土壌環境の保全							
	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	3章5節 土壌環境の保全							
関係課・室	水・大気環境局土壌環境課							
指標の名称及び単位	①農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%] ②土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%] ③ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率[%] ④(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[km^2] ⑤(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)[km^2] ⑥(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)[地域] ⑦(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)[地域] ⑧(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)[区域] ⑨(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)[区域] ⑩(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[m^2] ⑪(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了面積(累計)[m^2] ⑫(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(累計)[地域] ⑬(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域対策完了地域数(累計)[地域]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	85	85	85	85	-	100	
	②	100	100	100	100		100	
	③	0	50	60	80		100	
	④	6,376	6,376	6,577	6,577		6,577	-
	⑤	5,390	5,390	5,559	5,559		5,559	-
	⑥	17	17	20	20		20	-
	⑦	52	52	52	52		52	-
	⑧	43	48	77	81		71	-
	⑨	26	50	84	133		172	-
	⑩	5,637	19,047	28,017	28,017		28,017	-
	⑪	0	5,272	5,637	19,047		19,047	-
	⑫	3	4	5	5		5	-
	⑬	0	2	3	4		5	-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	①、④～⑦農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項及び第4条第1項 ②、⑧、⑨土壌汚染対策法第5条 ③、⑩～⑬ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第30条						
評価・分析	【達成の状況】 ○法律に基づく土壌汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調							

査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行を通して浮かび上がってきた課題等に対応するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、平成 21 年3月に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」を第 171 回国会に提出した(同年4月に公布)。

○農用地土壤汚染対策地域については、平成 20 年度末までに 6,577ha が指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる 5,559ha が地域指定を解除されている。

○ダイオキシン類土壤汚染対策は平成 20 年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【必要性】

○土壤汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壤環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。

○本件施策については、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、土壤汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されている。

【有効性】

○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(直接目標の②)が 100%となっている。

○農用地土壤汚染対策については、平成 20 年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が 3 地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。

○ダイオキシン類土壤汚染対策については、平成 20 年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【効率性】

○農用地土壤汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壤汚染対策が図られている。

○市街地等の土壤汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みにより、調査・対策が広く実施されている。

一方、土壤汚染対策法に基づく指定区域においては、盛土や舗装などの対策措置も、人の健康被害の防止を図るための措置に適合しているにもかかわらず、費用がかかる掘削除去が行われる事例が多いのが実態であることから、より合理的な対策を促進するために、規制対象区域の分類化や必要な対策の明確化などについて土壤汚染対策法の改正案を国会に提出した(平成 21 年4月に公布)。

○ダイオキシン類土壤汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壤汚染対策が図られている。



<今後の展開>

○土壤汚染対策法の改正に伴い必要な政省令の整備等を実施し、平成 22 年4月1日までに改正法を施行する。

○食品の基準の見直し状況を踏まえ、農用地土壤汚染対策地域の指定要件等について、新たな食品規格基準に即した農用地土壤汚染対策への対応を進める。

○ダイオキシン類による土壤汚染対策に関する指針の検討を行う。

目標 3-5	ダイオキシン類・農薬対策								
	ダイオキシン類について、総排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。								
環境・循環型社会白書における位置づけ	3章1節 水利用の各段階における負荷の低減 5章2節 化学物質の環境リスクの管理								
関係課・室	水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、土壌環境課農薬環境管理室								
指標の名称及び単位	①ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比)[%] ②ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%] ア.大気 イ.公共用水域水質 ウ.公共用水域底質 エ.地下水質 オ.土壌 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数](累計)								
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値		
指標	①	10	13	20	23	集計中	-	H22 年	約 15
	②ア	100	99.9	100	100	集計中		100	
	イ	97.9	98.0	97.9	97.5	集計中		100	
	ウ	99.7	99.6	99.7	99.5	集計中		100	
	エ	99.9	100	99.9	99.7	集計中		100	
	オ	100	99.8	100	100	集計中		100	
	③	-	0	1	17	56	H22 年度	300	
目標を設定した根拠等	基準年	①H15 年 ③H17 年		基準年の値	①372~400g-TEQ/年 ③0				
	根拠等	①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成 17 年 4 月施行)							
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○平成 19 年のダイオキシン類排出総量は、平成 15 年比で約 23%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。</p> <p>○農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成 20 年度に新たに 39 農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。</p> <p>○農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から重要かつ有効である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○平成 19 年のダイオキシン類の排出量は、平成 15 年比で約 23%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成 19 年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。</p> <p>○生態系保全の充実に向けて、農薬取締法に基づく新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成 20 年度には新たに 39 農薬(累計 56 農薬)について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。</p>								

【効率性】

- 平成 17 年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成 18 年 3 月には生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。さらに、平成 21 年 3 月には土壌及び底質の調査測定に簡易測定法の導入を図った。
- 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが化される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。



<今後の展開>

- 平成 19 年 5 月にストックホルム条約(POPs 条約)の第 3 回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針を踏まえ、平成20年度に引き続き、国際協力として東アジア地域の非意図的生成POPs削減に関するワークショップを開催し検討を行う。
- 小型焼却炉対策としては、排出実態調査・インベントリー推計の見直しや、事業者に対し自主管理を促す方策等による排出削減を進める。
- 臭素系ダイオキシン類については、引き続きその実態把握、リスク評価を進める。今後は、WHO の検討状況等も踏まえて、国内における対策を検討していく。
- 簡易測定法については、既に公定法化されている生物検定法に関する検証・改善及び機器分析法の追加による分析手法の向上を図る。
- 農薬について、新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業をさらに加速化する。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) ○大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号) ○悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号) ○騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号) ○振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号) ○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)(平成4年法律第 70 号) ○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号) ○水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) ○湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号) ○瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号) ○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号) ○土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号) ○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号) ○農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号) ○工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号) ○建築物用地下水の採取に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号) ○公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇 ○日本政策金融公庫による低利融資 				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額 (千円)	関連する予算事項名及びその予算額 (千円)		
		H20 当初	H21 当初	H22 反映
①	大気環境基準等設定調査費	38,260	33,246	
②	大気環境監視測定網整備推進費	114,197	109,768	
③	大気汚染防止規制等対策費	16,415	16,485	
④	有害大気汚染物質総合対策費	341,485	273,492	
⑤	日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討	10,669	21,651	

3-1	⑥ 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	16,072	15,925	
	⑦ 排出基準等緊急立入調査費	2,773	2,697	
	⑧ 公害防止管理実施状況調査対策検討	3,259	8,476	
	⑨ 総合大気環境保全対策検討調査費	29,365	20,556	
	⑩ 微小粒子状物質(PM2.5)対策等調査費	83,137	120,584	
	⑪ 光化学オキシダント動向等調査費	18,540	31,533	
	⑫ 地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価検討費	0	10,290	
	⑬ 揮発性有機化合物(VOC)対策費	104,607	82,670	
	⑭ 大気環境監視システム整備経費	75,281	100,095	
	⑮ 花粉観測体制整備費	91,093	84,328	
	⑯ 低公害車普及推進費	27,014	26,126	
	⑰ 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費 (H.20 名称変更:都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費)	232,885	323,525	
	⑱ 交通公害防止等調査検討費	54,132	63,586	
	⑲ オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	36,808	44,055	
	⑳ 自動車公害実態調査・対策検討費	161,352	109,755	
	21 自動車交通環境監視測定費	79,445	79,912	
	㉑ 経済協力開発機構等拠出金	30,000	30,000	
	㉒ 環境測定分析精度向上対策経費	32,771	27,791	
	㉓ 日本モデル環境対策技術等の国際展開	0	151,389	
	㉔ 次世代技術普及事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	㉖ 自動車使用合理化推進事業(特別会計)「再掲:1-1」(H.20 名称変更:自動車省 CO2 対策推進事業(特別会計)「再掲:1-1」)	-	-	
	㉗ 主体間連携モデル推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	㉘ 低公害車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	㉙ 船舶の省 CO2 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	㉚ 環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	* 大気汚染特別調査費「再掲:9-3」	-	-	
	* 微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費「再掲:9-3」	-	-	
3-2	① 良好な大気生活環境保全推進費	17,459	17,476	
	② クールシティ推進事業	156,879	186,669	
	③ 良好な感覚環境形成のための街作りの推進調査	10,000	6,357	
	④ 騒音・振動公害防止強化対策費	55,280	51,191	
	⑤ 悪臭公害防止強化対策費	26,372	15,922	
	⑥ 交通公害防止等調査検討費「再掲:3-1」	-	-	
	⑦ 自動車公害実態調査・対策検討費「再掲:3-1」	-	-	
	⑧ クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業)(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	* 騒音・振動による住民反応(不快感)に関する社会調査「再掲:9-3」	-	-	
3-3	① 有明海・八代海総合調査評価委員会経費	8,617	8,597	
	② 水質環境基準検討調査費	130,430	91,301	
	③ 水環境保全施策枠組み再構築事業	125,466	65,127	
	④ 水環境における有害物質リスク管理手法検討調査	67,198	52,668	
	⑤ 排水規制強化費	96,200	73,382	
	⑥ 生活排水対策推進費	8,145	11,659	
	⑦ 生活雑排水の性状に関する検討調査	9,105	0	
	⑧ 総量規制対策等調査費	86,494	84,931	
	⑨ 瀬戸内海環境保全推進等調査費	34,266	18,446	
	⑩ 閉鎖性海域環境保全推進等調査費	225,791	242,936	
	⑪ 湖沼水質保全対策等調査費	79,005	63,402	

3-3	⑫底質調査費	26,626	24,890	
	⑬水辺環境保全活動推進費	1,656	1,377	
	⑭水環境保全活動の普及支援事業	23,194	20,884	
	⑮やすらぎの水環境再生事業費	0	3,000	
	⑯水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費	0	21,070	
	⑰水循環計画策定等調査費	47,124	35,449	
	⑱気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費	0	11,598	
	⑲世界の水環境保全のための国際的活動経費	278,564	277,741	
	⑳2008年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査	8,096	0	
	㉑硝酸性窒素浄化対策手法検討調査費	21,836	0	
	㉒水質環境総合管理情報システム運営	9,799	4,913	
	㉓硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	11,253	15,169	
	㉔油汚染等地下水汚染対策調査	0	11,294	
	㉕地盤沈下対策調査費	10,002	10,002	
	㉖地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査	17,630	16,364	
	㉗クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	㉘クールシティ推進事業「再掲:3-2」	-	-	
	3-4	①土壌汚染環境基準設定等調査費	143,080	107,147
②土壌汚染防止対策費		491,213	426,174	
3-5	①農薬登録保留基準設定費	38,657	41,524	
	②農薬残留対策調査費	131,613	99,573	
	③ダイオキシン類総合対策費	143,799	141,559	
	④有害大気汚染物質総合対策費「再掲:1-1」	-	-	
	⑤排出基準等緊急立入調査費「再掲:3-1」	-	-	
	⑥底質調査費「再掲:3-3」	-	-	
	⑦土壌汚染環境基準設定等調査費「再掲:3-4」	-	-	
	⑧土壌汚染防止対策費「再掲:3-4」	-	-	
	⑨ダイオキシン類削減対策総合推進費「再掲:4-3」	-	-	
	⑩廃棄物処理等科学研究費補助金「再掲:4-3」	-	-	
	⑪廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)「再掲:4-3」	-	-	-
	⑫廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ燃料化施設「再掲:4-3」	-	-	
	⑬ダイオキシン類総合調査費「再掲:6-2」	-	-	
	⑭環境技術開発等推進費(うち、環境リスク評価分野)の内数「再掲:9-3」	-	-	
*環境汚染等健康影響基礎調査費「再掲:9-3」	-	-		
*農薬対策調査研究費「再掲:9-3」	-	-		

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧廃止する予算事項についての検証

予算事項番号	廃止する理由	今後の対応策
3-2-⑦	予定の終期どおり。	事項の廃止。
3-2-⑳	予定の終期どおり。	事項の廃止。
3-2-㉑	予定の終期どおり。	事項の廃止。

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

<当該施策に係る府省庁>

国土交通省、農林水産省、経済産業省

<昨年度評価書からの変更点>

- 指標 3-3-③の「諏訪湖」と「釜房ダム貯水池」については、目標年度をH18年度からH23年度に修正し、また、平成19年度に新たに指定湖沼に指定した「八郎湖」を追加した。
- ⑦予算事項(事務事業)の欄について、事項の記載の仕方をすべて小事項に統一した。

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	3-1-①	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率
	3-1-②	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
	3-1-③	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
	3-1-④	(間接)低公害車の普及台数
	3-1-⑤	(間接)燃料電池自動車の普及台数
	3-1-⑥	(参考)一般環境大気測定局の数
	3-1-⑦	(参考)自動車排出ガス測定局の数
	3-2-①	騒音に係る環境基準達成率(一般地域)
	3-2-②	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)
	3-2-③	航空機騒音に係る環境基準達成率
	3-2-④	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率
	3-2-⑤	(参考)騒音に係る苦情件数
	3-2-⑥	(参考)振動に係る苦情件数
	3-2-⑦	(参考)悪臭に係る苦情件数
	3-2-⑧	(参考)都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数
	3-2-⑨	(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数
	3-3-①	健康項目基準達成率
	3-3-②	生活環境項目(BOD/COD)基準達成率
	3-3-③	各湖沼水質保全計画に定める目標値
	3-3-④	瀬戸内海における水質環境基準の達成率
	3-3-⑤	瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率
	3-3-⑥	大阪湾における水質環境基準達成率
	3-3-⑦	東京湾における水質環境基準達成率
	3-3-⑧	伊勢湾における水質環境基準達成率
	3-3-⑨	有明海における水質環境基準達成率
	3-3-⑩	八代海における水質環境基準達成率
	3-3-⑪	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量
	3-3-⑫	赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海)
	3-3-⑬	地下水基準達成率
	3-3-⑭	年間2cm以上の地盤沈下面積
	3-3-⑮	湧水の把握件数
	3-3-⑯	(間接)排水基準違反件数
	3-3-⑰	(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率
	3-3-⑱	(参考)常時監視における要監視項目測定地点数
	3-3-⑲	(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数
	3-3-⑳	(参考)瀬戸内海における埋立免許面積
	3-3-㉑	(参考)地下水質常時監視における測定井戸数
	3-3-㉒	(参考)全国水生生物調査参加者数
	3-4-①	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率
	3-4-②	土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率
	3-4-③	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率
	3-4-④	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)
	3-4-⑤	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)
	3-4-⑥	(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)
	3-4-⑦	(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)
	3-4-⑧	(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(累計)
	3-4-⑨	(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数
	3-4-⑩	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積
3-4-⑪	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積	
3-4-⑫	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末)	

	3-4-⑬	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)
	3-5-①	ダイオキシン類排出総量削減率(H15年比)
	3-5-②	ダイオキシン類に係る環境基準達成率
	3-5-③	新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数
指標の解説	3-1-①	ア～オ:全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 カ～ケ:環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 コ～タ:環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を達成している割合
	3-1-②	全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-③	自動車 NOx・PM 法の対策地域に設置された自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-④	低公害車アクションプランに基づく、低公害車の普及台数
	3-1-⑤	燃料電池自動車の普及台数
	3-1-⑥	一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局の数
	3-1-⑦	自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局の数
	3-2-①	騒音に係る環境基準の達成状況。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-②	騒音に係る環境基準達成の住宅等戸数及びその割合(環境基準達成住宅等戸数/全住宅等戸数)
	3-2-③	地方自治体が測定した測定地点における、航空機騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
	3-2-④	地方自治体が測定した測定地点における、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
	3-2-⑤	全国での騒音苦情件数。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-⑥	全国での振動苦情件数。振動規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-⑦	全国での悪臭苦情件数。悪臭防止法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-⑧	毎年度の東京管区気象台の観測結果を引用
	3-2-⑨	全国星空継続観察の参加者数。全国星空継続観察実施業務報告書から抜粋
	3-3-①	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち健康項目における水質測定地点数に対する基準達成地点数の割合
	3-3-②	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち生活環境項目における水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合
	3-3-③	各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値
	3-3-④～⑩	毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎のCOD、全窒素・全リンの水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。
	3-3-⑪	各海域に関係する各地域において発生しているCOD、窒素、リンの負荷量
	3-3-⑫	養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となる赤潮の海域ごとの発生件数
	3-3-⑬	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき地下水の水質常時監視を実施しており、そのうち、概況調査における測定井戸本数に対する環境基準達成井戸本数の割合
	3-3-⑭	地盤沈下の監視の結果、年間2cm以上の地盤沈下のあった面積(k㎡)
	3-3-⑮	全国の地方公共団体が把握している湧水の数
	3-3-⑯	水質汚濁防止法における排水基準に対し違反のあった件数(法第12条の1、法第14条の2第3項、法第18条)
	3-3-⑰	対策のための調査、検討等に着手している都道府県などの割合/対策が完了した割合
	3-3-⑱	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する要監視項目における測定地点数
	3-3-⑲	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数)
	3-3-⑳	瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積
	3-3-㉑	毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する地下水質常時監視における調査種別

	<p>毎の測定井戸数</p> <p>3-3-㉔: 全国水生生物調査は、川の中にどのような生きものがすんでいるかを調べることによって、その地点の水質の程度を知ることができる調査である。本調査は、分かりやすく、誰でも簡単に参加できるという利点があり、調査参加者の水環境への関心を高める良い機会となる。このため、地方公共団体の協力を得て広く一般の方の参加を呼びかけ、全国で調査を実施しているもの。</p> <p>3-4-①: 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条により指定された農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(⑤/④)</p> <p>3-4-②: 土壌汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的措置の検討が行われている区域の割合。</p> <p>3-4-③: ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(⑬/⑫)</p> <p>3-4-④: 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4-⑤: 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積</p> <p>3-4-⑥: 当該年度末に農用地土壌汚染対策地域に指定されている地域数(一部が指定解除された地域を含む)</p> <p>3-4-⑦: 農用地土壌汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計</p> <p>3-4-⑧: 土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)</p> <p>3-4-⑨: 土壌の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壌汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計</p> <p>3-4-⑩: ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4-⑪: ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した面積の累計</p> <p>3-4-⑫: ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域数の累計</p> <p>3-4-⑬: ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した地域数の累計</p> <p>3-5-①: ダイオキシン類の排出総量/平成 15 年のダイオキシン類の排出総量(H15 年までは H9 年比)</p> <p>3-5-②: 環境基準を達成した測定地点数/測定地点数</p> <p>3-5-③: 水産動植物への被害防止の観点から農薬の登録を認めるかどうかの基準であり、平成 17 年 4 月の改正基準の施行により、個別農薬ごとの基準値を設定することとされた。</p>
評価に用いた資料等	<p>3-1-①～③: 大気汚染状況報告(公開)</p> <p>3-1-①: 地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(公開)</p> <p>3-5-①: ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>3-5-②: ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	3-5-③農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。
---------------	---